

【高槻市】提出書類一覧表（建設工事）

No.	書類名	複写	注意事項						
1	入札参加資格承認申請書	不可	本市と契約する受任所を設ける場合、受任所欄もあわせて記入してください。 代表者の印鑑は実印を、使用印鑑は入札・契約等に使用する印鑑を押印してください。						
2	営業所一覧表	可	建設業の許可を有する全ての支店等営業所について記入してください。						
3	委任状	不可	契約等の権限を受任者に委任する場合、提出してください。※委任状の様式はありません 入札参加資格承認申請書に押印した実印と受任者印を押印してください。						
4	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書	可	審査基準日が 令和5年6月14日 以降のもので、通知日が 令和7年1月24日 までであること。 申請日時時点で最新のものを提出してください。						
5	建設業許可証明書等	可	下記①～③のいずれかで、申請日時時点で有効期間内のものを提出してください。 ① 令和7年1月24日 までに発行された、許可印または確認印のある許可証明願または許可確認願 ②建設業許可証明書又は建設業許可通知書 ③下記よりダウンロードした「建設業者の詳細情報」を印刷したもの 国土交通省ホームページ「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」 https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/						
6	納税証明書	可	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">法人の場合</td> <td>納税証明書（その3の3）</td> <td>（法人税及び消費税）</td> </tr> <tr> <td>個人の場合</td> <td>納税証明書（その3の2）</td> <td>（所得税及び消費税）</td> </tr> </table> <p>★上記いずれの場合も、令和6年10月14日以降に発行されたもの。 問合せ先：最寄りの税務署 〔参考〕茨木税務署 茨木市上中条1-9-21 ☎072-623-1131（自動音声案内）</p>	法人の場合	納税証明書（その3の3）	（法人税及び消費税）	個人の場合	納税証明書（その3の2）	（所得税及び消費税）
法人の場合	納税証明書（その3の3）	（法人税及び消費税）							
個人の場合	納税証明書（その3の2）	（所得税及び消費税）							
	市税の完納証明書 (市内・準市内業者のみ必要)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">法人の場合</td> <td>完納証明書</td> <td>（法人市民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）</td> </tr> <tr> <td>個人の場合</td> <td>完納証明書</td> <td>（市府民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）</td> </tr> </table> <p>★上記いずれの場合も、令和7年1月6日以降に発行されたもの。 問い合わせ先：高槻市 税制課 総合センター1階23番窓口 ☎072-674-7824</p> <p><市税の完納証明書を申請する場合は、次のことに注意してください> ・窓口に来られる方の「本人であることを確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）」が必要です。 ・法人の場合、完納証明書の請求には法人の印が必要です。 ・代理人が申請する場合、委任状と代理人の本人確認のできるものが必要です。 ・市税納付後すぐに証明書を請求される場合、金融機関等の領収印のある領収証書を、口座振替をご利用の方は引き落としされたことが確認できる預金通帳等をご提示ください。 ・新規に高槻市内に本店、支店等を開設した法人で、高槻市税の納税義務が未だ発生していない法人が証明書を申請する場合は、高槻市税制課に受理された「法人等設立開設申告書（控用）」をご提示ください。 ・納税すべき高槻市税の額がない個人の場合、完納証明書かわりに個人市府民税非課税証明書を取得し添付していただく場合があります。</p>	法人の場合	完納証明書	（法人市民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）	個人の場合	完納証明書	（市府民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）
法人の場合	完納証明書	（法人市民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）							
個人の場合	完納証明書	（市府民税、固定資産税等 課税されている全ての税目）							
7	建設業退職金共済事業加入・履行確認書	可	「建設業退職金共済契約者証」でも可。 加入していない場合は、具体的な理由を記載した「非加入理由書」を作成し提出してください。						
8	登記簿謄本 (法人のみ必要)	可	★ 令和6年10月14日 以降に発行されたもの。						
9	代表者の身分証明書 (個人事業者のみ必要)	可	本籍地の市区町村が発行する身分証明書を提出してください。 ★ 令和6年10月14日 以降に発行されたもの。						
10	成年後見の登記されていないこと の証明書 (個人事業者のみ必要)	可	詳細は、最寄りの法務局にお問い合わせ、または法務省ホームページをご確認ください。 〔参考〕大阪法務局本局 成年後見登記証明書発行窓口 戸籍課 ☎06-6942-9459（直通） 〔郵送で請求する場合〕東京法務局後見登録課 ☎03-5213-1360（直通） ★ 令和6年10月14日 以降に発行されたもの。						
11	工事経歴書	可	申請する業種ごとに作成してください。 直前2年間に完成または着手した工事（未完成分含む）について、元請・下請を区別して、消費税込みの金額を記入してください。						
12	技術者名簿	可	申請する業種ごとに作成してください。 申請日時時点で常時雇用（3か月以上）している正社員のうち、主任技術者または監理技術者の要件を満たす者について、年令、最終学歴（学校名は不要）、免許の種類、監理技術者資格者証交付番号、実務経験年数等を記入してください。 市外業者で、技術者数が30名以上となる場合は、30名までの記載でも可。						
13	技術検定合格証明書 (市内・準市内業者のみ必要)	可	技術者名簿に記入した者が、法令による資格を有している場合、添付してください。 1級技士補の資格を有する者が、2級の資格等を有する場合は、2級の技術検定合格証明書についても提出してください。						

No.	書類名	複写	注意事項	
14	恒常的な雇用関係を確認できる書類 (市内・準市内業者のみ必要)	可	技術者名簿に記載した者について、原則下記①～③のいずれかの写しを提出してください。 ①健康保険被保険者証（事業所名の記載があるもの） ※記号、番号、保険者番号、QRコードにマスキング処理（黒塗り等）を施してください。 ②雇用保険被保険者資格取得確認通知書 ③住民税特別徴収税額通知書	
15	監理技術者証の写し（両面） (市内・準市内業者のみ必要)	可	技術者名簿に記入した者のうち、監理技術者について、申請日時点で有効期間内のものを提出してください。 裏面で経歴及び監理技術者講習修了履歴を確認しますので、必ず両面のコピーが必要です。	
16	印鑑証明書 (法人のみ必要)	可	印影が鮮明なものに限ります。ただし、拡大・縮小は不可。 ★令和6年10月14日以降に発行されたもの。	
17	印鑑登録証明書 (個人事業者のみ必要)	可	印影が鮮明なものに限ります。ただし、拡大・縮小は不可。 ★令和6年10月14日以降に発行されたもの。	
18	暴力団排除に関する誓約書	可	本店の住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。	
19	社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）の加入を確認できる書類	可	総合評定値通知書で「無」になっている場合、下記の書類を提出してください。	
			雇用保険	労働保険料の領収書、雇用保険適用事業所設置届 など
			健康保険 厚生年金保険	年金事務所等発行の保険料の領収書、健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控 など
20	I S O 認証機関発行の登録証の写し	可	取得している場合のみ提出してください。	
21	業者カード	可	「市内・準市内業者用」と「市外業者用」のうち、該当する書類を、A4ファイル綴じせずに提出してください。 「市内業者」とは、高槻市内に本店を置く者のことです。 「準市内業者」とは、過去において5年間以上市内業者として実績があり、現在高槻市に営業所等を有する者のことです。	

※「2 営業所一覧表」、「11 工事経歴書」、「12 技術者名簿」については、高槻市の様式で求めている事項がすべて記載され、かつ高槻市で判読できない記号・コード等が使用されていない場合に限り、高槻市の様式以外による代用が可能です。